

広島県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年三月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、〇三四
広島市東区	三二、四二一
広島市南区	三七、二三六
広島市西区	四九、六〇六
広島市安佐南区	五九、八七〇
広島市安佐北区	四一、三五七
広島市安芸区	二一、〇九〇
広島市佐伯区	三六、四六三
呉市	六七、一五九
竹原市豊田郡	一〇、四九七
三原市世羅郡	三二、六〇四
尾道市	四〇、八七二
福山市	一二五、七一四
府中市神石郡	一五、一五四
三次市	一五、六九二
庄原市	一一、二七九
大竹市	七、九九八
東広島市	四七、四七三
廿日市市	三二、〇一三
安芸高田市	八、七九九
江田島市	七、七八七
安芸郡	三一、五一四
山県郡	七、六一七